

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文
危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
（保安に関する検査） 第八条の四（略） 2 法第十四条の第三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の第三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないとき、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。 一 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。次号から第四号までにおいて同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の第三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して八年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間）を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日まで 二 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三	（保安に関する検査） 第八条の四（略） 2 法第十四条の第三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の第三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないとき、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。 一 特定屋外タンク貯蔵所（次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。） 完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。次号及び第三号において同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の第三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して八年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める九年又は十年のいずれかの期間）を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間 二 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特

第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

三 特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して十三年を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

四 移送取扱所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日前一月目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一月を経過する日までの間

3
7 (略)

(移動タンク貯蔵所の基準)
第十五条 (略)

2
4 (略)

5 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項、第二項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

(移送の基準)
第三十条の二 (略)

定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

三 移送取扱所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日前一月目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一月を経過する日までの間

3
7 (略)

(移動タンク貯蔵所の基準)
第十五条 (略)

2
4 (略)

(移送の基準)
第三十条の二 (略)

一 (略)

二 危険物の移送をする者は、当該移送が総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送であるときは、二人以上の運転要員を確保すること。動植物油類その他総務省令で定める危険物の移送については、この限りでない。

三 五 (略)

一 (略)

二 危険物の移送をする者は、長距離にわたる移送をするときは、二人以上の運転要員を確保すること。ただし、動植物油類その他総務省令で定める危険物の移送については、この限りでない。

三 五 (略)